

## 特定医療費支給認定申請書（更新用）入力業務仕様書

### 1 業務の名称

特定医療費支給認定申請書（更新用）入力業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、岩手県（以下「県」とする。）が実施する特定医療費受給者証の一斉更新に際し、申請者が提出する特定医療費支給認定申請書（更新用）（以下、「申請書」という。）等の記載内容を、難病等業務システム（以下、「システム」という。）に入力し、認定審査に必要な基礎データの作成を目的とする。

### 3 業務の期間

令和8年6月23日から令和8年9月18日までとする。

### 4 業務の概要

#### （1）業務内容

申請書及び臨床調査個人票（以下、「個人票」という。）の記載内容の必要項目について、次の条件に従いシステムに入力すること。

ア 入力のためのパソコン及びシステムのプログラム（以下、「機器」という。）は、県が3台貸与する。

イ 合計30数カ所の入力、修正入力（修正選択）※を行うこととなるが、システムへの具体的な入力方法等については、別に示す「特定医療費支給認定申請書入力業務マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）のとおりとする。

なお、マニュアルは、システムの著作権上、契約後に示す。

ウ データの入力については、誤りの無いよう確実に行うこととする。

※ 入力項目のうち、入力必須項目は、受給者番号、申請年月日等の数箇所程度である。入力必須項目以外の入力項目は既登録情報が表示されるので、既登録情報と申請書等を確認し、相違する項目を上書き入力する。

#### （2）業務の場所

県が指定する作業室内とする。

作業室の使用は、月曜日から火曜日及び木曜日から金曜日（祝日を除く）の8:30～17:15までとする。

なお、入力作業従事者に係る交通費の支給は、受託者の負担とする。

#### （3）入力する申請書の予定件数

約9,300件

#### （4）業務の流れについて

① 県が指定した日に、県が指定する作業室において、申請書及び個人票を受託者に提供する。（週2回程度）

② 受託者は、県が指定した日（引き渡しから1週間程度）までに①で引き渡した分のデータを入力する。その後、更新申請書チェックリストを作成・印刷の上、県が指定する作業室において、印刷物を納品し、申請書及び個人票を返却すること。

## 5 報告等

- (1) 申請書等の受領時には、令和8年度特定医療費支給認定申請書(更新用)預り証(様式第2号)を提出すること。
- (2) 申請書等の返却時には、令和8年度特定医療費支給認定申請書(更新用)返却証(様式第3号)を提出すること。
- (3) 本業務を実施した日には、特定医療費支給認定申請書(更新用)入力業務作業日報(様式第4号)を作成し、成果品の納品日ごとに提出すること。
- (4) 本業務の完了時に、遅滞なく、業務完了報告書及び令和8年度更新申請分入力データ件数実績集計表(様式第5号)を提出すること。

※ 業務完了報告書の様式は任意とするが、実施期間及び入力総件数が記載されていること。

## 6 個人情報の取扱いについて

次の内容に基づき厳重に行うこと。

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 業務の履行に際しては、次のとおり責任者等を設置・指定し、契約締結後、速やかに個人情報管理責任者設置等報告書(様式第1号)を提出すること。

なお、責任者等の変更があった場合には、直ちに、書面によりその旨通知すること。

### ア 個人情報管理責任者

県が提供する申請書等を確実に管理するため、その責任者として設置すること。

### イ 入力作業責任者

確実な入力作業を実施するため、入力作業従事者を統括する責任者として設置すること。

### ウ 入力作業従事者

個人情報の適正な管理を行うため、予め入力作業に従事する者を指定すること。

- (3) 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 受託者は、引き渡された個人情報の返還等の時期を明確にすること。
- (5) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務実施に当たっては、労働関係法令等の諸法令を遵守すること。
- (2) その他、本業務を実施する上で新たに発生した事項については、県及び受託者が十分協議した上で対応すること。